

高知大学学術情報基盤図書館規則

平成 28 年 3 月 9 日
規 則 第 108 号

最終改正 令和 7 年 3 月 15 日規則第 82 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 27 条第 2 項の規定に基づき、高知大学学術情報基盤図書館（以下「図書館」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 図書館は、高知大学（以下「本学」という。）における学術情報資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査並びにネットワーク・コンピュータシステム等の情報基盤の一元的な管理運用を通じて本学における学生の学修及び教育・研究・国際交流活動を支援し、並びに大学運営の効率化を促進するとともに、地域社会に対する学術情報等の提供、公開、情報化の支援等を通じて地域連携を深め、地域に貢献することを目的とする。

(管理機構)

第 3 条 朝倉キャンパスに、中央館を置く。

2 岡豊キャンパス及び物部キャンパスに、それぞれ医学部分館及び物部分館を置く。

(職員)

第 4 条 図書館に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 図書館長（以下「館長」という。）
- (2) 分館長
- (3) 基幹教員
- (4) 兼務教員
- (5) 学術情報課職員
- (6) その他必要な職員

(館長)

第 5 条 館長は、図書館の業務を掌理する。

2 館長は、学長が指名する。

3 館長の任期は、当分の間、学長が定める。

(分館長)

第6条 分館長は、館長の下に分館の業務を掌理する。

2 分館長は、館長の推薦により、学長が任命する。

3 分館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(基幹教員・兼務教員)

第7条 基幹教員・兼務教員は、図書館の業務を処理する。

2 図書館の教員人事については、館長は、欠員補充の可否を学長に協議した上で、高知大学センター連絡調整会議の議を経て、発議を行うものとする。

(業務)

第8条 図書館は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育研究に必要な図書・学術雑誌、視聴覚資料その他の学術情報資料の収集、整理、保存及び運用に関すること。
- (2) 他大学図書館等との学術情報の相互提供に関すること。
- (3) 図書館を利用する学生の学修支援に関すること。
- (4) ネットワーク・コンピュータシステム等情報基盤の整備及び維持管理に関すること。
- (5) 情報環境の整備推進に関すること。
- (6) 情報教育の支援に関すること。
- (7) 学内及び地域情報化の支援に関すること。
- (8) その他学術情報及び情報基盤に関すること。

(組織)

第9条 図書館は、前条に掲げる事項を行うために、運営戦略室を置く。

2 運営戦略室は、前条の業務を円滑に推進するため必要な重要事項（予算・規則改正・業務方針等）を審議する。

3 運営戦略室は、次の教職員で組織する。

- (1) 館長
- (2) 分館長
- (3) 基幹教員・兼務教員
- (4) 研究国際部長
- (5) 学術情報課長、学術情報課課長補佐及び学術情報課専門員

(選書委員会)

第10条 館長は、図書・学術雑誌、視聴覚資料その他の学術情報資料の収集について協議

するため、選書委員会を置く。

2 選書委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(専門部会)

第 11 条 館長は、学生の意見要望の聴取や図書館の円滑な業務の推進に関し必要な事項を協議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 15 日規則第 82 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。